伊勢崎市道路用地寄附受入基準

（目的）

第１条　この基準は、地域の生活道路として、多数の人が利用している私有の道路用地の寄附受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（受入基準）

第２条　寄附に係る道路用地の受入れについては、原則として無償とし、道路管理上多大な市費を費やすことなく整備がなされているもので、かつ、当面道路管理上問題がないものとし、次条の構造基準に適合するものでなければならない。ただし、道路管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（道路の構造）

第３条　道路の構造は、次に該当するものでなければならない。

⑴　道路の起終点とも公道に接続するものとする。

⑵　道路の幅員は、４メートル以上とすること。

⑶　道路面は、原則として表層５０ミリメートル（ＡＳ）、上層１００ミリ　メートル（粒調砕石等）及び下層１５０ミリメートル（再生砕石等）の舗装がされており、少なくとも片側に排水設備（素堀側溝を除く。）を備えたものとする。

⑷ 道路の縦断勾配については、９パーセント以下とする。

⑸ 市道の占用許可基準に適合しない占用物件が存在しないこと。

⑹　寄附受入後２年間は、改修及び補修を要しない構造であること。

⑺　 道路境界が明確であり、道路構造物等の越境がないこと。

⑻　道路の交差箇所及び屈曲部については、車両の通行に支障がないように　隅切りが設置してあること。

附　則

　この基準は、平成１７年１月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、決裁の日（平成２６年３月３１日決裁）から施行する。

　　　附　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。